

議案第 5 号

羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例の制定について

羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

市民、企業等からの寄附を募り、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録推進事業及び世界遺産登録後のまちづくりに向けた環境整備等に関する事業の資金に充てる羽曳野市世界遺産もずふる応援基金を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(設置)

第 1 条 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録推進事業及び世界遺産登録後のまちづくりに向けた環境整備等に関する事業の資金に充てるため、羽曳野市世界遺産もずふる応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算に定める額
- (2) 基金への積立てを指定した寄附金の額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の使途)

第 6 条 基金は、第 1 条に定める事業を行う場合に限り、その全部又は一部をその財源に充てることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。